



2023年7月12日

各位

会社名 株式会社カオナビ
 代表者名 代表取締役社長 Co-CEO 佐藤 寛之
 (コード：4435、東証グロース)
 問合せ先 取締役 CFO 橋本 公隆
 (Email：ir@kaonavi.jp)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 6,300株
(2) 発行価額及び発行総額	本新株発行は、当社の取締役の報酬等として当社普通株式を発行するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付は要しないこととします。 ※ 当該普通株式の公正な評価単価は、1株当たり2,036円（本日開催の取締役会の前営業日（2023年7月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値）であり、その総額である公正な評価額は、当該金額に上記の発行する株式数を乗じた12,826,800円です。
(3) 割当予定先	取締役3名（※） 6,300株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(4) 割当日	2023年8月3日
(5) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当該取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

その上で、当社は、2022年6月22日開催の第14期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に基づき、〈本制度の概要〉に記載の方法により、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）に対し、年20千株以内かつ年額50,000千円以内の譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

〈本制度の概要〉

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①当社の取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず、当社普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、②当社の取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内とし、総額は年額50,000千円以

内とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 割当てを受けた当社の普通株式について、2年以上で当社取締役会が定める期間、又は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合には当社が当該株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役3名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式 6,300株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2023年8月3日（割当日）から2026年8月2日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に死亡、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、割当日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、割当日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上